⑹　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は２）に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

１）単体企業（組合を含む）

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において、希望業種を測量として申請していること。なお、令和３年４月１日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度当該希望業種に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

ⓒ　近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

ⓓ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ⓔ　入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑴に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）

また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）

ⓕ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

２）設計共同体　上記１）ⓐからⓕまで（ただし、上記１）ⓔについては設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和３年３月26日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）技術提案書を提出した者であること。

２）入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法

イ）予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ロ）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ハ）上記ロ）「予決令第86条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとする。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

⑵　総合評価の方法

１）評価値の算出方法　評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

３）技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、下記Ａ、Ｂの評価項目毎及び本業務の予定価格が500万円を超える場合には、Ｃの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

Ａ　配置予定技術者の経験及び能力

Ｂ　実施方針

Ｃ　技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Ａに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（Ｃの評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（Ｂに係る評価点）

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒640―8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番　近畿地方整備局総務事務センター和歌山分室　電話073―423―5576

Mail:kkr-kyaku-kinan@mlit.go.jp

⑵　指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記２⑴に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において受け付ける。

なお、当該者が参加表明書を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係　〒540―8586　大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　電話06―6942―1141（代表）においても、当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑶　入札説明書及び設計図書等の交付期間、場所及び方法　入札説明書及び設計図書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。